

深川市パブリックコメント手続きの手引き

令和6年3月

深川市企画総務部秘書課秘書広報係

目 次

I 深川市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（対象）	3
第4条（適用除外）	5
第5条（政策等の案の公表）	6
第6条（意見等の募集）	7
第7条（意見等の取扱い）	8
第8条（その他）	10
附則	10
パブリックコメント手続の流れ	11

I 深川市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに市政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

- ・この手続は、市の基本的な政策等の意思決定の前に市の案を公表し、その案に対する意見とその意見に対する市の考え方を公表することにより、行政運営の市民の参加促進や透明性等の向上を図り、市民との協働による市政推進を目的としています。
- ・これまでも政策の内容により市民の意見を考慮した意思決定はありましたが、この制度を制定することにより統一したルールで運営するものです。
- ・本制度は、政策等の内容をより良いものとするため市民等から建設的な意見の提出を期待するものであり、政策等の賛否を問うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案並びに案の趣旨及び内容等を公表し、市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表する一連の手続をいう。

【考え方】

- ・パブリックコメント手続きについて定義しており、次の行為で構成されます。
 - ①策定中の政策等の案を公表します。
 - ②公表した案について市民等から意見を募ります。
 - ③提出された意見を考慮し意思決定を行います。
 - ④提出された意見の概要や意見に対する市（実施機関）の考え方を公表します。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

エ 市内の学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

政策等の案に対して意見を提出することができる「市民等」について定義します。

ア 市内に住所を有する者

- ・原則として本市の住民基本台帳に記録されている方をいいます。

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

- ・市内にある事務所又は事業所に勤務している方をいい、当該者が市内に住所を有するかどうかは問いません。

ウ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

- ・市内に本店、支店、営業所その他の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいいます。
- ・「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等法人格は持たないが、団体としての規約を有し、代表者が定められているものをいいます。

エ 市内の学校に在学する者

- ・市内の高等学校、大学等で教育を受けている方をいい、当該者が市内に住所を有するかどうかは、問いません。

オ パブリックコメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

- ・実施機関が行う政策等によって自己の権利や利益に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人及び法人その他の団体をいいます。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【考え方】

- ・パブリックコメント手続を実施する市の機関として「実施機関」を定めています。
- ・深川市情報公開条例第2条に規定する実施機関（議会除く）と同様に位置づけます。
- ・水道、病院などの公営企業も実施機関となりますが、地方公営企業法に規定されている管理者を設置していないため、実施機関として市長に含めて取り扱います。
- ・消防については、一部事務組合で規定されているため実施機関に含めないものとします。
- ・議会については、議決機関としての基本的な性格を踏まえて実施機関に含めないものとします。したがって、議員提案の条例案などは対象となりません。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方】

- ・対象事項は、基本的に市民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるものとなります。
- ・したがって、市民等に直接の影響が及ばない行政内部のみに適用されるものなどは対象外となります。

(1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃

- ・将来の市の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいいます。
- ・「策定又は改廃」とは、新規策定、全面更新、重要な改定（軽微なものを除く）、廃止を含む取扱いとします
- ・なお、個々の施設・道路等の整備やイベント等個別事業の実施計画等については、原則として対象外となりますが、その前段の基本構想または基本計画等の策定を要する場合は、この手続を実施する予定です。

【例】 総合計画、障がい者計画、障がい福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、健康ふかがわ21、子ども・子育て支援事業計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、下水道中期ビジョン、交通安全計画、地域防災計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画、過疎地域自立促進市町村計画、男女共同参画計画、社会教育中期計画、各種宣言 など

(2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

- ・ 市政全般にわたって適用される市政運営の基本理念や方針を定める条例や、個別行政分野における施策の基本的な方向性を定める条例をいいます。
- ・ なお、部設置条例や職員給与条例など、行政内部の運営のみに関するものは対象となりません

【例】 情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例、環境基本条例 など

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃

- ・ 地方自治法第14条第2項に基づくもので、市民等に対し「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と権利を制限したりする事項を定める条例が該当します。
- ・ ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」については、市の財政運営の根幹にかかわる事であり、各分野の個別意見に基づいた議論にはなじまず、市の財政状況等を踏まえた総合的な判断が求められるものです。また、仮にパブリックコメントを実施した場合、負担軽減を求めるなど政策等の賛否を問う意見が多数を占める可能性が高く、建設的な意見を期待するパブリックコメント制度の趣旨に合致しないことから、対象から除外するものです。

【例】 畜犬取締及び野犬掃とう条例、都市計画特別工業地区建築条例、統計条例 など

参考：地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

- ・ 第1号から第3号までに掲げる手続の対象にはあたらないものの、本要綱の趣旨に照らし、パブリックコメント手続を行う必要があると実施機関が判断するものについて、手続を行うことができることとしたものです。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微なものであると認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がない場合
- (4) 市民等の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合
- (5) 市の附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

【考え方】

(1) 実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合

- ・パブリックコメント制度実施に伴う所要期間の経過などにより、対象となる政策等の意義や効果が損なわれるなどの理由で、本手続きを実行する時間的な余裕がないと判断する場合があります。
- ・具体的には、災害など緊急に対応する必要がある場合などに限られます。

(2) 実施機関が軽微なものであると認める場合

- ・大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないもの、また、上位計画の変更により一部の表現を変更するものをいいます。
- ・例えば、法令等の制定改廃に伴い必要とされる規定の整理（用語の整理や条項の移動等）など、基本的な事項や考え方に大幅な変更を伴わない場合や、実質的な政策判断を伴わないものです。

(3) 実施機関に裁量の余地がない場合

- ・上位の法令や国・道の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った内容で策定している場合です。
- ・地方自治法第74条第1項の規定に基づき市民からの直接請求により議会に提出する条例についても、実施機関に裁量の余地がないため本号に基づき、適用除外とします。

参考：地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(4) 市民等の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合

- ・法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいいます。
- ・例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開

催すること、また都市計画案を2週間縦覧しその案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。このような場合、法定要件で本手続きの主旨が達成されるとみなされることから、適用除外とします。

(5) 市の附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

- ・市の附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を行う場合は、本手続を経ないで意思決定することができるとしたものです。
- ・例えば、深川市防災会議や交通安全対策会議、〇〇計画策定委員会などが、計画策定等のために、本手続に準じた手続を行う場合が該当します。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等の策定にあたっては、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) その他実施機関において市民等が政策等の案を理解するために必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

【考え方】

《第1項》

- ・政策等の案の公表は、最終的な意思決定前に、内容の修正など寄せられた意見を反映することが十分可能な段階で実施します。
- ・なお、条例案など議会の議決が必要なものは、議会提案前に行います。

《第2項》

- ・公表に際しては、政策等の案のほかに、その趣旨、概要などを説明する資料を併せて公表します。
- ・この他、政策等の案を理解するために必要と認める事項として、次に掲げるものから実施機関が必要に応じて準備し公表します。

- ①根拠となる法令
- ②計画の策定または改訂にあつては、上位計画の概要
- ③当該施策等の実施によって生じることが予測される影響の程度及び範囲
- ④付属機関などで審議された概要もしくは、報告、答申の内容
- ⑤公聴会等が出された意見の内容 など

《第3項》

- ・公表にあつては、市ホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布を行います。
- ・なお、「実施機関が指定する場所」とは、担当課や納内・多度志支所などとなる予定です。
- ・また、政策等の案や公表資料が著しく膨大な量となる場合は、案の概要又は公表資料の概要の配布で代えるものとします。

(意見等の募集)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表するときは、30日程度の期間を設けて市民等から意見等を募集するものとする。

2 前項の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受理
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、前項の受付を行うときには、当該意見等を提出した市民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）等提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

【考え方】

《第1項》

- ・意見を募集する期間は、意見を提出するために必要な時間を十分確保し、かつ円滑な行政運営を推進するため長期間とならないよう「30日程度」と規定しています。

《第2項》

- ・意見等の提出方法は、政策等の案の公表の際に、明示することとします。
- ・意見の受付は、「実施機関が指定する場所における書面の受理」「郵便」「ファクシミリ」「電子メール」とします。
- ・「実施機関が指定する場所」とは、基本的には所管課ですが、各実施機関が政策等の内容や対象者などを考慮して、その他施設などを持参場所として指定する事もあります。
- ・電話や口頭などによる意見の申し出は、意見の内容が不明確になる恐れがあるため、原則受け付けないものとします。ただし、高齢や障がいなどの理由により書面での提出が極めて困難であると実施機関が判断する場合は、取扱うこともあります。
- ・意見等に使用する言語は、原則、日本語とします。

《第3項》

- ・意見を提出する際には、住所及び氏名等を明記いただきます。これは、意見内容の確認を行う場合があるためです。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により受け付けた意見等を考慮して、政策等の最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
ただし、深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）第5条第1項各号に掲げる情報に該当するものは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合には、当該修正内容

3 前項の規定による公表については、第5条第3項の規定を準用する。

【考え方】

《第1項》

- ・実施機関は、意見募集が終了した際には速やかに取りまとめを行い、提出された意見を十分考慮して最終的な意思決定を行います。
- ・意思決定にあたっては、意見の内容に着目してより良い政策等の実現に向け、十分検討した上で判断します。

《第2項》

- ・意思決定を行った際には、「提出された意見等の概要」「意見等に対する実施機関の考え方」「修正した場合は政策等の案の修正内容」を公表します。
- ・「記名のない意見」や「募集期間を過ぎて提出された意見」「誹謗中傷など政策等の案に関連のない意見」「賛否のみを表明する意見」など、本要綱の要件に当てはまらない意見等は参考受理とし、公表しないこととします（意見の件数に含めません）。
- ・類似の意見が多数あった場合は、意見を集約して公表します。
- ・意見の提出者への個別回答は行わないものとします。
- ・深川市情報公開条例第5条第1項各号に掲げる情報に該当する場合は、その全部または一部を公表しないこととします。

参考：深川市情報公開条例第5条第1項

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている公文書については、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。)のうち通常他人に知られたいと認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により何人でも閲覧することができる状態にある情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 事業活動情報 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害するおそれがある情報。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 意思形成過程情報 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共的団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 行政運営情報 市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがある情報及び市若しくは国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体、又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 法令秘情報 法令等により、明らかに公開することができないとされている情報

《第3項》

- ・意見等の概要や実施機関の考え方等を公表する方法については、政策等の案を公表する場合と同様に、市ホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布することとします。(第5条第3項を参照してください)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、別に定める。

【考え方】

- ・今後の具体的な案件の運用を通じて、必要な事項があれば別に定めるものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に意思決定過程にある政策等については、この訓令の規定は適用しない。

【考え方】

- ・この手続きの円滑な導入を図るため、この要綱の施行にあたり、すでに意思決定過程にある政策等は、この要綱は適用しないものとします。

深川市パブリックコメント手続の流れ

《実施機関》

市長（水道・病院含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

①政策等の案の策定

②政策等の案の公表

《公表内容》

- ・政策等の案
- ・作成した趣旨、目的、背景
- ・案の概要
- ・その他の必要事項

《対象》

- ・市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- ・市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く）
- ・上記のほか実施機関が特に必要と認めるもの

《適用除外》

- ・実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合
- ・実施機関が軽微なものであると認める場合
- ・実施機関に裁量の余地がない場合
- ・市民等の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合
- ・市の附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

《公表方法》

- ・市公式ホームページへの掲載
- ・実施機関が指定する場所（担当所管課・支所等）での閲覧及び配布
- ・その他必要な方法

③意見等の募集（募集期間は30日程度）

《受付方法》

- ・指定場所での受理
- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール
- ・その他適当な方法

《提出できる方》

- ・市内に住所を有する者
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- ・市内の学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

《提出に際しての必要事項》

- ・個人は住所・氏名等を明記
- ・法人・団体は、住所・名称・代表者名等を明記
- ・口頭及び電話等では原則受け付けられないものとする。

④提出された意見等の取扱い

案に反映できない意見等

案に反映できる意見等

反映できない理由や考え方を整理

意見等に基づき案を修正

⑤ 政策等の最終的な意思決定

⑥ 意見等の検討結果の公表

《公表方法》

- ・市公式ホームページへの掲載
- ・実施機関が指定する場所（担当所管課・支所等）での閲覧及び配布
- ・その他必要な方法

《公表事項》

- ・提出された意見等の概要
- ・意見等に対する実施機関の考え方
- ・案を修正した場合は修正の内容